

# 平成 29 年度 第 1 回 都市計画審議会の記録

## 1. 都市計画審議会の概要

日時：平成 29 年 5 月 19 日（金）午後 2 時～4 時 40 分

会場：上野原市役所 庁議室

### □次 第

1. はじめのことば
2. 会長あいさつ
3. 職員紹介
4. 建設経済部長あいさつ
5. 議 事
  - 1) 都市計画審議会条例の改正について
  - 2) 上野原駅周辺地区地区計画の区域内における建築物制限の特例について
  - 3) 上野原市景観計画について
  - 4) 上野原駅周辺整備事業の状況について
  - 5) その他
6. おわりのことば

### □配布資料

1. 次第
2. 上野原市都市計画審議会委員名簿
3. 都市計画審議会条例の改正について
4. 上野原駅周辺地区地区計画の区域内における建築物制限の特例について（諮問）
5. 上野原駅周辺地区地区計画資料
6. 上野原市景観計画（案）
7. 上野原駅周辺整備事業の状況

### □出席者（○は出席）

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ○識見を有する者（1号）    | 中井 道夫（会長）    |
| ○ "             | 飯島 勤（会長職務代理） |
| ○ "             | 武藤 慎一        |
| ・ "             | 小坂 恭一        |
| ○ "             | 中田 無双        |
| ○ "             | 中村 哲雄        |
| ○ "             | 佐藤 満         |
| ・ "             | 堂本 隆司        |
| ○市議会議員（2号）      | 鷹取 偉一        |
| ○ "             | 小俣 修         |
| ○ "             | 東山 洋昭        |
| ○山梨県職員（3号）      | 池谷 和樹        |
| ○ "             | 山根 正人        |
| ○市民代表（3号）       | 植松 正弘        |
| ○ "             | 水越 彩荷        |
| ◆事務局            |              |
| ○建設経済部 部長       | 天野 幾雄        |
| ○都市計画課 課長       | 後藤 学         |
| ○都市計画課 計画担当リーダー | 中村 慎         |
| ○都市計画課 計画担当     | 飯塚 宣裕        |
| ○都市計画課 計画担当     | 久田 真弘        |

\* 敬称略、順不同

## 2. 発言要旨

### (事務局)

- ・出席予定の委員が揃ったので、ただいまから上野原市都市計画審議会を開催させて頂く。
- ・開会に先立ち、本年4月1日の山梨県県庁の人事異動によって2名の委員が交代したので、ここでご紹介させて頂く。
- ・富士・東部建設事務所長であります、前任の高井委員に代わり、後任の池谷委員である。
- ・もう1名、富士・東部農務事務所長の前任の萩原委員に代わり、後任の山根委員である。
- ・申し遅れたが、私も本年の4月1日より、前任の伊藤の後任として都市計画課長を務めさせていただいている後藤である。よろしくお願ひしたい。
- ・それでは、次第に沿って進めさせて頂く。

### 1. はじめのことば

#### (飯島会長職務代理)

- ・本日は、久しぶりの審議会である。
- ・新しい委員や事務局の職員をお迎えし、また始まるということである。
- ・本日は大変お忙しい中をご参集頂き、感謝申し上げます。
- ・本日の内容は、手元の次第にあるように、いろいろ大切な議事がある。
- ・現在事業が進んでいる駅周辺整備事業に関係した案件もある。
- ・検討をよろしくお願ひしたい。

### 2. 会長あいさつ

#### (中井会長)

- ・前回の審議会は1年以上前で、開催はしばらくぶりである。
- ・春になってようやく季節も安定してきた。
- ・景観計画について審議をするのに、非常にいい季節になったと思う。
- ・支障なく皆さんから意見が出て、議論ができるよう、よろしくお願ひしたい。

### 3. 職員紹介

#### (事務局)

- ・事務局の職員の紹介をさせて頂く。

●司会より、事務局の職員を紹介した。

#### (事務局)

- ・本日の議事の中に、景観計画に関する内容の説明がある。
- ・景観計画については、内容が幅広く詳細な内容になるので、策定業務を受託している株式会社ブレーンズの担当者を同席させて頂くので、ご承知おき頂きたい。

### 4. 建設経済部長あいさつ

#### (天野建設経済部長)

- ・ただいま紹介を頂いた建設経済部長の天野である。よろしくお願ひしたい。
- ・本日は平成29年度第1回の上野原市都市計画審議会にご出席を賜り、お礼申しあげる。
- ・また、平素より上野原市発展のため、市政運営にご理解とご協力を賜り、あわせ

てお礼申し上げます。

- ・本日は、都市計画審議会条例の一部改正案及び上野原駅周辺地区地区計画の区域内における建築物制限の特例についての審議を頂くと共に、景観計画の策定状況や上野原駅周辺整備に関してご報告をさせて頂きたく、審議会を開催させていただくこととした。
- ・お忙しい中で参集・審議等、大変恐縮ではあるが、上野原市の都市計画発展のため、ご協力を頂くようお願い申し上げます、簡単ではあるがあいさつにかえさせて頂く。
- ・本日は、よろしくお願ひしたい。

(事務局)

- ・これより議事に入りたいと思う。
- ・上野原市都市計画審議会条例第5条により、中井会長に議長をお願いする。

## 5. 議 事

(会長)

- ・お手元の次第に従って進めて参りたいと思う。
- ・議事として5つの内容が書かれている。
- ・1番目と2番目の内容は審議事項である。
- ・「都市計画審議会条例の改正について」、「上野原駅周辺地区地区計画の区域内における建築物制限の特例について」の2件を審議事項とする。
- ・その後、報告として景観計画(案)について説明してもらう。
- ・続いて、上野原駅周辺整備の現在の状況について報告がある。
- ・5つめはその他である。
- ・大きく見て、2件の審議事項と、2件の報告ということであるので、よろしくお願ひしたい。
- ・まず、議事に先立ち、上野原市都市計画審議会運営規則第14条に基づき、本日の議事録署名人に、武藤慎一委員と小俣修委員の2名を指名したいと思うがよろしいか。

●異議なく承認された。

(会長)

- ・それでは、議事に入りたいと思う。
- ・「1) 都市計画審議会条例の改正について」の内容について、事務局より説明をお願いしたい。

### 1) 都市計画審議会条例の改正について

(事務局)

- ・都市計画審議会条例の一部改正ということになるが、条例第2条の所掌事務に「景観計画に関すること」を加えるものであり、都市計画審議会において景観に関する審議が出来るようにするものである。
- ・都市計画と景観計画は特に密接な関係にあり、建築物の形態・意匠・色彩などに関して、ほとんどの場合が関係する。
- ・このようなことから都市計画審議会の中で景観計画に関することも審議できればということの中から条例の一部改正を行いたいので、審議させていただいている

ところである。

- ・都市計画審議会に「景観計画に関すること」を加えることにより、都市計画審議会でも景観に関することも審議できるが、所掌事務に「景観計画に関すること」を加えなければ、都市計画審議会での審議のほか、景観審議会を設置して審議する必要が生じ、1度で済む審議が2度審議することとなり、二度手間となる。
- ・平成28年度は、特に審議会に諮る案件もなかったことから、開催の機会がなかった。
- ・また、都市計画審議会は、審議案件がなければ開催しない状況であるため、「景観計画に関すること」を加えることにより、審議会に諮る案件も増え、活発に開催されるのではないかとということで、条例の一部改正について説明させていただいた。

(会長)

- ・ただいまの説明に対して質問等があればお受けしたい。
- ・特に質問等はないようである。
- ・審議事項であるので、条例の改正について事務局提案の通りで異議ないかお諮りしたい。

●異議なく承認された。

(会長)

- ・この条例については改正ということで、事務局提案の通りに決定する。
- ・次に「2) 上野原駅周辺地区地区計画の区域内における建築物制限の特例について」の内容について、事務局より説明をお願いしたい。

## 2) 上野原駅周辺地区地区計画の区域内における建築物制限の特例について

(事務局)

- ・上野原駅周辺地区地区計画の区域内における建築物制限の特例についてということで、現在建設中の昇降施設棟と西側に位置する建設予定のトイレの関係ですが、事前にお渡ししてある図面を確認いただきたい。このA4版の図面で説明させていただく。
- ・赤、緑、青で示させていただいている駅前広場平面図をご覧いただきたい。
- ・赤で囲まれている部分がトイレ建設予定地である。  
横に青で斜線が引かれている部分が、昇降施設棟とトイレの間の通路であるが、この部分が狭く、実際のところ両壁面から1m50cm程度の幅となる。  
隣接境界線から1m以上(両壁面間で2m以上の空間の確保)の後退が出来ないことから、特例により同意いただきたく許可申請書が提出された。
- ・また、本日配布した申請書に添付されているA3横版の図面を見ていただくとトイレとEVと記された昇降施設棟が描かれている。以前郵送させていただいた図面と今回お渡しした図面では多少違いがある。以前お渡しした図面ではトイレと昇降施設棟が平行ではなかったが、実際のところは今回お渡しした図面にあるようにトイレと昇降施設棟とは平行となる。
- ・資料2のA4横版でオレンジ、緑、紫、青などで分けられている上野原駅周辺地区地区計画図をご覧いただきたい。駅前広場ロータリー部分については、オレンジ色の部分になり地区計画の細区分がA地区になる。
- ・資料2の表の地区計画の建築物に関する事項の黄色く色づけしてある部分に、「建

建築物の壁面の制限ということで、建築物等の外壁又はこれに代わる柱及び門、塀、広告物、看板等は、次に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。」ことを踏まえて、A地区では、道路に面する部分、その他の部分ともに1mを超えてはならないものとしている。

- ・緑地面積については、敷地内に緑地帯を設けることが出来ないのも、同様に同意をいただくものである。
- ・はじめに見ていただいた図に示されているとおり、トイレの敷地は、東側は昇降施設棟、北側は道路、南側は道路として使われるロータリー等に囲まれ、敷地として設定できる土地が限られている。  
このようなことから、低木や高木を植栽する緑地面積が確保できないので、許可申請が提出された。
- ・昇降施設棟と、その西側に建設予定の公衆用トイレとの間が狭く、地区計画で規定する敷地境界からの壁面後退1mを確保することが出来ない。
- ・トイレの敷地に地区計画で規定する3%の緑地を設けることが出来ない。
- ・このような理由により地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第11条の規定により、条件の1つである「公益上必要な建築物」として、特例による許可を得るものである。
- ・また、同条例第12条の規定により、前条の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ上野原市都市計画審議会の同意を得なければならないものであることから、上野原市長より審議会会長宛て諮問書が提出された。
- ・以上、諮問の内容2点について説明した。

#### (会長)

- ・事務局の説明に対して、何か質問等があればお受けしたい。

#### (委員)

- ・特例に対する諮問ということだが、今回特例を適用しなければならないということは、最初の基本設計の中ではどう謳われていたのか。
- ・緑地の問題を含めて、経過を説明してもらいたい。

#### (事務局)

- ・こちらの土地に関して、道路とロータリーを建設するにあたって、道路法上の道路であったり、建築基準法上の道路であったりするということがある。
- ・道路の中には建築物を建てることはできないが、このトイレは道路の構造物の一部としてみなされている部分がある。
- ・最終的に検討を進める中で、このような形で壁面後退などの問題が生じてしまった。
- ・緑地帯についても、当初の面積に対して変更になっている部分がある。
- ・よろしければ、駅周辺整備の担当から説明をさせてもらいたい。
- ・担当を呼んでくるので、しばらくお待ち頂きたい。

#### (事務局)

- ・最初に駅前ロータリーの基本設計を発注し検討している。
- ・その時には、トイレの具体的な形状については詳細には詰めていない状況で、概ねのトイレの位置について決めていた状況である。
- ・トイレは別に設計しなければならないということがあり、建築確認も必要だということで、建築確認の打合せ等を進めてきた。

- ・本来は特例という形をとらないで、地区計画の基準の中で納めるべきところではあったが、具体的に詳細設計を進めていく中で、どうしてもこの形状になってしまった。
- ・特例でいかざるを得ないという流れになってしまった。

**(事務局)**

- ・ロータリーの基本設計の段階で、同時進行でトイレの設計も進めればよかったが、先行してロータリーの基本設計を実施した。
- ・工程的に昇降施設やまわりの区画道路を先行して着手せざるを得ない状況であった。
- ・まわりを先行して進めていった結果、トイレの具体的な検討に入った時には、特例の範囲でやらざるを得なくなってしまった。

**(委員)**

- ・壁面の位置が1 m未満ということだが、実際には何センチあるのか。

**(事務局)**

- ・昇降施設棟との間隔が1.5mになる。
- ・昇降施設棟を敷地境界から1 m以上離さなければならないということと、トイレについても敷地境界から1 m以上離さなければならないというから、建物間の中心からそれぞれ1 m、合計2 m以上ないと壁面後退1 m以上という基準を満足できない。
- ・現状で、建物間隔は1.5mしかとれていないと聞いている。

**(委員)**

- ・トイレをもう少し縮小するとか、左側の階段の方に移すといったことは考えられないのか。

**(事務局)**

- ・階段を昇り降りする利用者の動線を考えると、これ以上トイレと階段を近づけるということは、少し難しいと思う。

**(駅周辺整備担当)**

- ・基本設計の段階で緑地等のことが考慮できなかったのかという質問があったということで、急きょ会議に参加させて頂く。
- ・昇降施設棟については、基本設計の後の実施設計の段階になって、ライフサイクルコストなどを検討する中で、エスカレーターについては見直すことになった。
- ・将来的なコストも踏まえた中で、エレベーターを3基にするという形に、設計思想が変わった。
- ・今回、このように昇降施設棟が中央にできる形になった。この建物が後から出てきた中で、残った所にトイレや地域活性化施設を配置するようなことになった。
- ・そういった経緯の中で、都市計画審議会にお諮りをして、トイレについて例外を認めて頂ければということで、今回お願いをしている。
- ・基本的に駅前広場は道路ということで、トイレは、道路の占用物ということになる。
- ・その関係もあり、占用物件の敷地については、本来は道路ということなので、最小限の敷地の占有でいきたいと考えている。

- ・そのために、例外を認めて頂きたいということで、お諮りをしている。
- ・その点も踏まえてご審議頂ければと思うので、よろしくお願ひしたい。

#### (委員)

- ・特例ということで、計画が多少甘いと言えれば甘いが、これだけの大事業を進めていくと、詳細な部分については、多少の計画変更はあり得ると、私は考える。
- ・このくらいであれば、決定的な問題ではないと感じる。
- ・トイレは必要であると思うし、緑地は無くてもそれほど支障はないと思う。
- ・整備の段階で、このくらいの変更はあり得るのではないかと思う。
- ・ただ、例えば緑地について言うと、そもそもそんなに広い場所ではないが、駅の整備をしていく時に大きなポイントがあり、桂川の水辺の景観とマッチさせて、癒しの空間といったものをつくっていくという意図がひとつあった。
- ・駅を出たらコンクリートばかりだということでは、好ましくないと思う。
- ・大したスペースではないが、これに代わるものを何か考えていかなければいけないと思う。
- ・ところが場所が無いので、周辺の店舗等に支障のない範囲で花壇をつくって頂くといったことをお願いして、みんなで地元も協力して、ここにできるだけ潤いのある景観をつくっていったらどうかと思う。
- ・そういった部分について、何か見通しがあれば伺いたいと思う。

#### (事務局)

- ・お配りした「トイレ配置図」で、赤で囲われている部分がトイレの敷地になる。
- ・道路になってしまうが、南側の部分に花壇やサークルベンチを設置したり、高木を植栽したりする予定がある。
- ・お配りした図面には、緑地帯の絵がなく申し訳ないが、実際には南側の部分に、低木や高木を植栽する部分がある。
- ・図の中で、トイレから下に降りていったところに記入してある細長い四角の部分には、低木を植栽する場所である。
- ・また、図にはないが、サークルベンチを置いて、真ん中に高木を植栽するという場所も計画の中にはあると聞いている。
- ・トイレの敷地の狭い範囲の中には緑地帯を設けることはできないが、その南側の部分には、緑地帯を多少設けることができる。

#### (事務局)

- ・配布した資料の中に、「上野原駅周辺整備事業の状況」というA4版横のものがあると思う。
- ・表紙のパーズをご覧になって頂きたいと思う。
- ・この絵の中で昇降施設棟の左側にトイレがあるが、その横に高木と擁壁沿いに植栽帯がご覧いただけると思う。
- ・トイレの敷地からは少し外れてしまうが、周辺にはこういった緑地帯を設置する予定である。

#### (事務局)

- ・大変貴重なご意見を頂き、感謝申し上げます。
- ・駅周辺、桂川沿い周辺については大変素晴らしい景観で、県内でも他にはないような景観だと思う。
- ・平成29年度についても、駅南口の桂川公園の景観整備を改めて計画していると

ころである。コンサルに委託して、どのような景観整備をするのか検討しているところである。

- ・確かに、大変素晴らしい駅が出来ても、桂川の水辺の景観を損なうということは、市としても決してしたくない。
- ・駅周辺整備と並行して計画を検討しているので、ご了解をお願いしたい。

#### (委員)

- ・昇降施設棟やトイレ以外に、多目的施設棟などがあるが、それらの施設については、今回以降、都市計画審議会に諮問を行うようなことは無いということによるのか。
- ・配布されたパースは昇降施設棟の左側にトイレで、右側に平屋建ての多目的施設棟の絵になっているが、多目的施設棟は2階建てになるという話を聞いている。

#### (事務局)

- ・その予定である。

#### (委員)

- ・多目的施設棟の詳細は、まだ決まっていない状況だと聞いている。
- ・議会としても、特例を設けた時に、費用的なものが発生するのかどうかということが心配である。
- ・その部分も含めて、これからの予定を教えてください。

#### (駅周辺整備推進担当)

- ・質問があった、昇降施設棟の東側の施設について、イメージパースでは平屋建てになっているが、実際には木造2階建てで設計を進めている。
- ・この建物については、今後、建築確認申請は通常の手続きで進める予定である。
- ・多目的施設棟の右側に扇状の階段があり、その市道側に植栽帯がある。
- ・その部分も敷地に含める予定であるので、緑地率は3%以上をクリアできる。
- ・したがって、今回の様な例外的なものではなく、通常の手続きで進めることができると考えている。
- ・地域活性化施設については、過去にも説明したが、市の観光案内所や地場産の物品を販売するスペースを設置したり、公共事業者であるバス会社の券売所として一部貸出をしたりする計画である。
- ・2階部分については、今後色々な観光事業や行政事業をやる中で、詰所や多目的室として活用していきたいと考えている。
- ・その辺りも含めてご審議頂ければと思うので、よろしくをお願いしたい。

#### (委員)

- ・トイレの建物について、駅側の法面との間隔はどの位あるのか。
- ・もう一点、女子トイレの出入り口が、昇降施設棟との1.5mの間隔の部分になっている。トイレは、圧倒的に女性の方が時間がかかる。観光シーズンの土曜日、日曜日には外に並ぶ恐れがある。1.5mの幅で大丈夫か。
- ・女子トイレは正面からあまり見えない方がいいということで、奥にしたのかもしれないが、少し不安を感じる。
- ・観光シーズンには、朝8時27分着にあわせて、臨時バスが4台か5台出る。
- ・女性が一斉にトイレを利用する時に、現在のJRの駅もかなり大変である。



- ・職員が駅のトイレを貸す対応で、一般のお客さんの対応ができないような状況である。
- ・ホームの一番先端にあるトイレで、女性が行列になってしまう現状がある。
- ・利用者に対して迷惑がかからないようにして頂きたいと思う。

**(会長)**

- ・トイレが小さいというご意見か。

**(委員)**

- ・小さいというより、昇降施設棟との間隔が1.5mしかないという部分である。
- ・奥を男性にするといったことは、できるのではないかとと思う。

**(駅周辺整備推進担当)**

- ・ご指摘の通り、女性用トイレの入り口への通路が、1.5m弱という寸法になっている。
- ・実際この寸法でどうなのかということで、本日も担当者とすれ違えるか試してみた。検証してみた結果、この位の寸法があれば、すれ違いもなんとか可能だと考えている。
- ・女性用トイレを奥に配置したのは、階段から降りた正面に女性用トイレという形だと、色々な人が通る中で、トイレの中が見えてしまうということがある。
- ・そういった配慮で、女子用トイレを昇降施設棟側に配置したという経緯がある。
- ・トイレの位置をさらに階段側に寄せた場合については、階段を降りてすぐにトイレの壁ということになり、つまづくなどの危険があるのではないかとすることがあり、この位置がぎりぎりの線なのではないかと考えている状況である。

**(委員)**

- ・多目的施設棟のトイレは、職員が使う程度のトイレか。お客さんが使えるようなトイレは設置するのか。

**(駅周辺整備推進担当)**

- ・地域活性化施設のトイレについて、2階の部分には関係者が使用するトイレを1箇所設置する予定である。
- ・1階へのトイレの設置も考えてはいたが、トイレを設けることによって観光案内所のスペースや物産販売のスペースが狭くなってしまうということがある、昇降施設棟横のトイレをご利用頂くという方向で、現在検討を進めている。

**(委員)**

- ・少し話が戻ってしまうが、昇降施設棟のデザインについて、自然の資産である桂川にあわせてデザイン変更を並行しておこなっていくというお話があった。
- ・そういう認識でよろしいか。

**(駅周辺整備推進担当)**

- ・昇降施設棟の正面については、格子が最初のイメージで、本日本配布した資料「上野原駅周辺整備事業の状況」の3ページ目にイメージパースがある。
- ・格子を全面に入れると、かなり圧迫感が出るという意見も頂いたので、途中を切り離すような形としている。
- ・木目調のものを取り入れ、周りの緑との調和を図るということで、このようなで

デザインに至っているところである。

**(委員)**

- ・イメージとは書いてあるが、デザインを起こした以上はほぼ決定であると思ったので、この部分には触れなかった。
- ・デザイン変更も並行して行えるというお話を頂いたので、相乗効果が生まれるようなデザインにしてもらおうなど、工夫をしてもらいたいと思う。
- ・全国で見ても、駅の目の前にこんなに綺麗で、川幅が広い川を有している市町村はなかなか無いと思う。
- ・そこをフルに活かして、デザインをしてもらえればと思うので、よろしく願いしたい。

**(駅周辺整備推進担当)**

- ・昇降施設棟のデザインを変更可能ではないかという意見があったが、昇降施設棟は今年の7月もしくは8月には完成予定であり、デザインを変更することは事実上できない状況である。
- ・基本的にパースのようなイメージで完成すると考えて頂きたい。
- ・今回、この建物のコンセプトとしては、最上階の部分を展望施設として活用するというので、木目調のルーバーがある上の窓から、桂川の景色を180度以上のパノラマで見て頂くということを考えている。
- ・エレベーターホールの西側が待合スペースを兼ねた展望施設になっている。
- ・そのような形で、桂川の景観を皆さんに見て頂くというコンセプトも、この中に入っている。

**(委員)**

- ・昇降施設棟の外観は、新しくなった駅でかなりあるパターンだと思う。
- ・パッと見て上野原駅とわかるような看板は設置するのか。

**(駅周辺整備推進担当)**

- ・昇降施設棟の木目調のルーバーの2階部分の上に、少し色が変わっている部分がある。この部分に「上野原駅南口」とか「上野原市」といった文字、また市章などを設置したいと考えている。
- ・場合によっては下からライトアップをして、凹凸があるような文字で陰影をつけてはどうかという方向で、最終段階のデザインの詰めに入っている。
- ・遠くからでも駅を認識できるような形にしたいと思っている。
- ・昇降施設棟は、JRの施設ではなくあくまでも上野原市の施設なので、JRの駅の表現とは少し違うかもしれないが、市の施設ということで看板を設置していきたいと思っている。

**(委員)**

- ・特徴的な上野原らしさが何か出ると、もっといいと思う。
- ・緑化については、コンクリートの中にちょっと植え込みがあってという形はどこにでもあるパターンである。例えば、西原の使っていない水車を持ってくるとか、何かインパクトのあることができないかと思う。

**(駅周辺整備推進担当)**

- ・当初は水をうまく利用して、駅の周りに浅い水路のようなものをつくってはどうかという話もあったが、実際に設計を組んでいく中で、駅前広場のスペースが限

られており、色々なものをつくってくると、どうしても歩行者用通路が狭くなってしまい、通行に支障が出るということがある。

- ・遊び心を持っていて魅力あるところも目指してはいたが、実際に限られた土地を鑑みただ中で、このような形になってきている。
- ・それでも、出来る限り植栽帯などを設け、緑化を図るなどしている。

(委員)

- ・議事の4番目に「上野原駅周辺整備事業の状況について」という項目があるが、この中で全体的な説明をして頂けるのか。

(事務局)

- ・その予定である。

(会長)

- ・他に意見が無ければ、採決に移りたいと思う。
- ・「上野原駅周辺地区地区計画の区域内における建築物制限の特例について」という審議事項について、事務局提案の通りで異議ないか。

●異議なく承認された。

(会長)

- ・次に報告事項である、「3) 上野原市景観計画について」の内容について、事務局より説明をお願いしたい。

### 3) 上野原市景観計画について

(事務局)

- ・現在、景観計画策定委員会及びパブリックコメントまで完了している。
- ・景観計画の今までの経過についてであるが、平成27年2月に上野原市が景観行政団体となり、同年度中に景観アンケート調査を実施した。
- ・平成27年度には、市民による「風景づくり市民懇談会」にて、ワークショップやフィールドワークなどを実施し、市民プランを作成した。
- ・市長に風景づくり市民プランを提出させていただいている。
- ・平成27年度・28年度には、「景観計画庁内検討会」及び「景観計画策定委員会」を各5回開催し、本年3月にはパブリックコメントを実施して参った。
- ・景観計画は、景観法第9条第2項で、「計画を定めようとするときには都市計画審議会の意見を聴かなければならない」としている。
- ・審議会の皆様には、委員の任期に合わせ、皆様には9月の任期満了までおつきあいいただき、新委員委嘱の際の本年10月に景観計画についてご意見をお伺いしたいと思うので、よろしくをお願いしたい。
- ・それでは計画書(案)の説明をさせていただく。

●上野原市景観計画(案)から抜粋し、概要説明を行った。

(会長)

- ・非常に広範な部分に渡って、詳細に書かれているものを説明してもらった。
- ・なかなか整理ができないかとは思いますが、何か意見・質問等があればお願いしたい

と思う。

(委員)

- ・この内容は、今日ここでは決定しないということによろしいか。

(事務局)

- ・そうである。
- ・本日、この後に今後の予定についても説明をさせて頂く。

(委員)

- ・少し余計なことかもしれないが、意見というか要望を申し上げたい。
- ・計画の内容については、私も策定委員として関係しており、いいものが出来たのではないかと思っている。
- ・こういう計画ができると、上野原の素晴らしい景観をどうやって活用していくのかということが、ひとつ大きな問題になる。
- ・それから、景観を守っていくということが大事だと思う。
- ・私は、守っていくという部分に日ごろから関心を持っている。
- ・計画の第3章、第4章に、色々な制限を加えたり、質的な向上を図っていくといったことが書いてあるが、この景観をしっかりと守っていくのはかなり大変で、もう少し具体的な計画を何か進めていかなければいけないのではないかと思っている。
- ・例えば、専門家と連携して必要な場所の調査をするとか、あるいは住民やボランティアを啓発して協力をお願いするとか、そういうことも必要だと思う。
- ・お金も相当かかると、私は思っている。予算もある程度つけて、できることをはじめていかないといけないのではないかと思っている。
- ・上野原の景観が綺麗なのは、変化に富んでいるからである。
- ・しかしこういうところは、災害と一体になっている。
- ・これからこの景観をしっかりと守っていけるかということが、私は非常に心配である。
- ・これから人口がだんだん少なくなっていくし、財政も乏しくなっていく。
- ・そういう中で、景観が荒れていくことを心配している。
- ・そういった面について、今後、市長にも話をして頂きたいし、議員の先生方もいらっしゃるのです、景観を守る視点で、少し具体的に検討して頂けないかと思う。

(会長)

- ・他の委員の方から意見があればお伺いしたい。

(委員)

- ・この計画書を読んだ時に、作成するのに大きなお金がかかっているのではないかと思うが、同じ事が上り下り書いてあり嫌になってしまった。
- ・確かにこの内容が実現できれば大変いいことであると思う。
- ・計画書の中に何度も書いてあることのひとつが、斜面樹木の維持管理である。
- ・これから上野原で一番危惧されることは、周りにある小さな森の維持管理である。
- ・委員の中に森林組合の方もいるが、今日も市役所に来るにあたって、国道20号沿いの右側の斜面樹木を見てみると、樹木が大変大きくなっている。
- ・私の住むところでも、空き家になってしまって、その空き家の敷地の樹木が普通

の人では切れない大きさになっている。

- ・維持管理と書いてあるが、これは大変なことだと思う。どこがお金を出して、管理をするのか、維持をするのか。多分、森林組合にお願いした場合には、相当大きなお金がかかると思う。
- ・はたして、それができるのか。
- ・もうひとつ、これから高齢化が進んでいく。人口も2060年には16,000人を切るだろうということになってきている。
- ・私の住む島田地区で農業をやっている人は、大変高齢化している。
- ・人口的な要素、それから高齢化率の向上、予算措置といったことを、どのように考えていくのか。景観計画の中には、具体的方策は何一つ書かれていない。
- ・理想論と言われてもしょうがないと思う。
- ・この計画を実現していくことは、大変な作業だと思う。
- ・さらに、この計画の中で規制がかけられている。
- ・規制があるところは発展しない。
- ・島田地区は風致地区になっており、計画の中でもそのことが書かれている。
- ・住民の多くは、風致地区をといてもらいたいと思っている。
- ・昭和26年に旧島田村の財政が窮屈になって、風致地区の指定を受ければ補助金が出るということで、風致地区に指定された。
- ・その後60年たってもそのままである。
- ・実際、現状を見ると、新しい分譲住宅は、「これが本当に建ぺい率40%で造られた住宅か。」という印象を受ける。
- ・また、そういう住宅には植栽が無い。昔は、みんな農業をやって、米や麦を干したので、庭も広がった。
- ・40%の建ぺい率だと、100坪の土地を買っても、40坪の家しか建てることができない。
- ・そんな土地を買える人はいない。島田地区は風致地区の規制がかかっているので、土地が売れない。業者が入ってこない。
- ・建物の高さは10mまでしかだめだという規制があるので、ホテルも建てることはできない。
- ・そういった状況の中で、このような計画をやっていくことができるのかということがある。
- ・私個人の意見としては、大変危惧を感じる。

#### (会長)

- ・本日は報告なので、採決を行うという話ではない。
- ・いろいろな意見を出して頂くということである。

#### (事務局)

- ・10月に最終的に都市計画審議会の諮らせて頂く予定である。
- ・本日は報告ということをお願いしたい。

#### (委員)

- ・私も、風景づくり市民懇談会から景観計画策定委員会の副委員長を務めさせて頂いた。
- ・自画自賛ではないが、書物としては非常に素晴らしいものできたと思っている。
- ・策定委員会のほとんどの委員から出ていた意見として、具体的にどう進めていく

のかということが非常に不安材料だということがある。逆に考えると、夢や目標を描けるということもある。

- ・これは上野原市だけではなく、全ての自治体で非常に悩ましい問題であると思っている。
- ・しかし、119ページによくまとめて頂き、大変ありがたいと思っている。
- ・Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の内容を、どう具体的に進めていくのかということがある。
- ・私も自分なりに、あるいは友人と色々な会をつくって、いい意味で市民を巻き込んで、地域づくり・まちづくりに取り組んでいる。
- ・観光協会のあり方も、ここで大幅に変えていかなければならない。若い委員などにも入って頂いて、非常に心強い、力強いと思っている。
- ・具体的にどうしたらいいのか。
- ・先日の桂川フェスティバルもそうだが、島田というエリアがこんなに素晴らしいエリアだということ、今まで気づかなかった人が気づいている。
- ・難しい問題ではあるが、私は、駅の南口と同時に、上野原の旧街道の宿場の活性化をやるべきだという意見をずっと持っている。
- ・市民や産学を巻き込んでいく必要がある。行政にやれといってもできない。
- ・市民もそれぞれ意見を持っているが、先ほど説明のあったアンケート調査結果を見ると、興味がある人は4割である。ほとんど興味を持っていない。
- ・定年退職をして、「個人の知識を活かして市民のために何かやれ」と言っても、やらない人が圧倒的に多いということである。
- ・そういう実態があれば、絵に描いた餅に成らざるを得ない。
- ・どうしていったらいいのかという時に、市民懇談会を継続していったらどうかということで、メンバーの意見がまとまった形である。
- ・答えは出ないが、できることからやらなければならない。
- ・市民が立ち上がらなければならないと思う。
- ・それを行政なりが強い支援でバックアップして頂きたい。
- ・30万円の助成の制度がある。これは申請をして、認められればお金が出るということがある。
- ・行政はふるさと創生に非常に力を入れていると思っている。
- ・こういったものを、どんどん浸透させて、市民一人ひとりが立ち上がる様な方向にどうやって持っていったらいいのかということ、常々考えている。
- ・行政にも、都市計画審議会の委員の皆さんにも、ご支援・ご指導を頂きたいと、観光協会の会長としてお願いしたい。

(会長)

- ・審議の途中であるが、会がはじまってから1時間半以上経過している。
- ・7～8分トイレ休憩の時間をとりたいと思う。

～ 休 憩 ～

(会長)

- ・皆さん揃ったので、会を再開したいと思う。
- ・景観計画について色々な意見を頂いているが、今年の10月に次回の都市計画審議会を開いて、景観計画について正式に意見を聞く予定となっている。
- ・今後の景観計画の予定について、事務局から説明して頂く。

#### (事務局)

- ・景観計画の今後の予定について説明をさせて頂きたいと思う。
- ・景観計画については、今後、住民説明会を行う予定である。
- ・また、都市計画審議会に諮問をさせて頂く。
- ・その後、条例の制定を行う流れになっている。
- ・予定通りに行くかは何とも言えない部分があるが、7月頃に住民説明会を行いたいと思っている。
- ・8月から9月については、条例・施行規則等の検討、また、景観形成地域の詳細な図面を作成していく。
- ・10月頃に、計画書を最終的にとりまとめて、山梨県景観づくり推進室と協議をさせて頂く。
- ・その後、景観法第9条第2項の規定に基づき、都市計画審議会の意見を伺わせて頂きたいと考えている。
- ・12月に、景観条例を議会に上程させて頂き、条例・規則等の制定を行いたいと思っている。
- ・来年の1月・2月には、計画書の校正や概要版の作成、印刷・製本を行い、3月には完成の予定である。
- ・また、4月1日に条例・規則の施行、計画書の運用を開始させて頂く予定である。
- ・先ほど頂いた意見に対して、今後市役所内の関連部署で庁内検討会といったことをやらせて頂く中で、詳細な部分についてどのように進めていくかということも考えていきたいと思っている。
- ・景観計画は景観のマスタープラン的なものとなるので、詳細については、今後もっと詰めていくことを考えている。
- ・計画の期間について、期間は定めないが、その時の状況に応じて、計画の内容の見直しを行う考えである。また、そういった場合には、審議会に諮らせて頂くことを考えているので、よろしくお願ひしたい。

#### (会長)

- ・休憩の前に引き続いて、景観計画に対して意見等があればお願ひしたい。

#### (委員)

- ・景観計画といったものは、規約など文書化したものが一番の判断基準になると思う。
- ・景観計画に関する意見として発言すればいいのか、駅南口の開発に対する意見として発言すればいいのかわからないが、駅南口を開発する時に、間に開発業者が入り、大手の企業が入ってくると思う。
- ・市民のアンケート調査結果を見ると、4割以上の方が桂川の眺望の良さをあげている。
- ・南口に駅の建物として180度以上のリバービューが得られる素晴らしいものを造った時に、開発業者入って来て、駅と川の上に大きな看板が建つということだと、せっかくの眺望が損なわれてしまう。
- ・建ってからでは遅いので、建設の段階で景観に対する協議の場を持つということをして頂きたい。企業がどこまで歩み寄って、行政がどこまで目をつぶれるのか、双方で協議をする場を持つことが大事だと思う。

#### (事務局)

- ・おっしゃる通りで、今後、開発業者とは話を詰めていきたく考えている。

- ・高さの制限や色彩については、地区計画でも定められてはいるが、屋外広告物や色彩など詳細な部分について、出来る限り景観に配慮した形にしてもらえるよう協議していきたい。

#### (事務局)

- ・屋外広告物に関しては、山梨県にも積極的に取り組んで頂いている状況である。
- ・山梨県富士・東部建設事務所の中にも、そういった担当がある。
- ・八ツ沢の交差点には、いままで帝京科学大学の大きな看板などがあったが、屋外広告物条例に引っ掛かっている状況であった。
- ・指導の中で、工業団地や上野原高校の看板も含めて、屋外広告物条例に適合した正式なサインにして頂いたということがある。
- ・特に桂川周辺については、県・市ともども目を光らせている。
- ・今後ともそういうことが無いように、気を付けていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

#### (会長)

- ・人口減少に伴う空き家の増加は、景観形成にとって大きな障害になると思う。
- ・それをどうするのかということがある。
- ・調べてみると、1995年から2010年にかけての15年間で、人口が5～6,000千人減っている。活力がどんどん落ちて、空き家が増加してくる。
- ・そういう中で、集落の景観に関して、看板などの問題も色々あるが、住宅の空き家がどんどん増えて、維持管理をする人がいなくなっている。
- ・景観のみならず、犯罪や災害にも繋がる問題であるので、何とかしなければならぬ。
- ・市で空き家の調査はやっているのか。

#### (事務局)

- ・調査を行っている。

#### (会長)

- ・どのくらいの空き家があって、状況はどうなんだ、今後どうするのかということ、各自治体でやりはじめている。私が住んでいる甲斐市でもやりはじめている。
- ・いいところは残さなければいけないが、まずなくなっている部分にも手を入れていかなければいけない。
- ・空き家の問題は景観とは違って都市計画サイドの話だと思うが、都市計画、看板、景観など、色々な部署が協力しあっていないといけない。
- ・まちは綺麗になったけど人がいなくなってしまうということだと困る。
- ・人口減少や空き家の問題については、この景観計画の計画書でも述べられている。しかし、景観計画には、人口増加をどうするか、空き家に対する対策をどうするのかという部分はない訳である。
- ・地域創生のプロジェクト、ひと・まち・しごとのプロジェクトの中で、人口増加を図るとか、人口減少を止めるといったことを謳っていると思うので、そちらとの兼ね合いをどうするのかということを議論する必要があると思う。
- ・都市計画審議会では両方の問題を扱える訳である。人口減少の問題と景観の問題をどう考えるか、議論できる場になった訳である。
- ・今後そういう議論をして頂けるといいと思う。



#### (委員)

- ・建設経済部都市計画課が所管している都市計画審議会である。
- ・空き家の問題は、市民部生活環境課が所管している。
- ・まったく部が違うために、なかなか広がっていかない部分があるのではないかと、私は思っている。
- ・平成27年5月に空き家に関する特措法ができ、空き家の調査をなささいということになり、細かい数字まで出てきていると思う。
- ・空き家をA・B・C・Dのランクに分けている。Dランクは今にも崩れそうで危険なもので、再建が不可能なもの、Cランクは少し直せばなんとかなるもの、Bランクはこう、Aランクは大丈夫なものといったことがあるようである。
- ・そういったものも、景観の中には入ってくるのではないかと考えている。
- ・都市計画審議会の中で、そこまで踏み込んで対応していくべきだと思っているが、部を越えてしまうので、どう考えていったらいいかということがある。
- ・先ほど意見があった5ページの計画の期間について、私はこれが一番心配である。
- ・計画の期間を定めなくて、取り組んでいくということがよくわからない。
- ・もっと言えば、財源がどこにくっついてくるのかということがある。なにかやるにはお金がかかる。
- ・財源がくっついていないものをここで議論していても、なかなか前に進みにくいと思う。
- ・景観計画を策定しようとしている時に、次回の都市計画審議会は10月に予定されているということであるが、それまでは会議が無い訳である。
- ・そういう中で、5か月後に再度、最終案の内容について説明をするといっても、計画の内容が大きく変わる訳でもないと思う。
- ・市民の方々をはじめ、いろいろな方たちが議論を積み重ねていって、ここまで出来上がってきた計画の内容だと思う。
- ・計画をたてて、実行をしていくには、お金がかかる。そういうことは、当然、議会としても応援できると思う。
- ・それで、チェックをして再構築をしていくということだと思う。
- ・そういったものがしっかりできていないと、一生懸命つくって頂いたものが、何になるのかとってしまう。
- ・そこが一番の弱点であると思う。
- ・コンサルが入ってこれだけ立派な景観計画をまとめている。
- ・議会の中で、「このような立派なものをつくったが、実現性がどうなのか」、「コンサルにお願いばかりしているのではないか」という話が出た時に、「そんなことはありません、担当も一生懸命努力しています」ということを理解してきた。
- ・計画期間があやふやだと難しいし、財源がくっつかないともっと難しくなってくる。
- ・その部分について、しっかりと説明ができて、計画の中に取り入れたようなものをつくっていかないと、私は不安に思うし、賛成ができないと思っている。

#### (事務局)

- ・計画の期間は定めないこととしているが、概ね5年を目途に見直しはしていきたいと思う。
- ・この都市計画審議会の中で出た話を、計画にどんどん取り入れていきたと考えている。
- ・計画の実現に向けては、庁内でどのようなことをやっていくかということ、関連各課と協議する中で考えていきたいと思っている。

- ・できることからとりあえずやっていくという形になってしまうと思うが、予算処置に関してもご協力頂く中でやっていきたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

(会長)

- ・実施計画のようなものも考えているのか。

(事務局)

- ・なかなか厳しい状況である。

(委員)

- ・先ほど意見があった空き家の問題は非常に大きいと思っている。
- ・そういう中で、予算措置ということが大きな問題になるのではないかと思う。
- ・空き家をうまくリノベーションして少し補修すればまだ使えるといったことを、役所か別の機関で研究をして頂くといいと思う。
- ・こういった活用の仕方があるということ、プレゼンテーションのような形で広く周知して頂けると、費用を抑えながら、空き家の解消を図ることができると思う。

(事務局)

- ・空き家対策については、先ほど話があったように、市としても長年取り組んでいる状況である。
- ・上野原市は都心から近いということで、借り手はかなりの登録があるが、一戸建ての空き家が無いので住めないということで、待ちになっている方もいる。
- ・空き家があっても登録してくれない理由として、昔住んでいた方の長男が東京に行ってしまったが、実家としては残っていて仏様も残っているということがある。
- ・空き家であることは間違いないが、仏様があるので人には貸したくないという理由が一番多いという気がする。
- ・そういった点にも苦慮しながら、実態調査を行い、ランク付けを行っている。
- ・その後の取り組みについては、今のところ報告できないが、なかなか難しい現実が目に見えているということがある。
- ・市としても、西原地区から率先して取り組んでいるところである。
- ・それがどんどん各地区に波及していけばと思っている。
- ・予算的にもかかることであるが、目標を立てながら取り組んでいきたいと考えている。

(会長)

- ・他にご意見が無いようなので、景観計画については以上としたい。
- ・次に「上野原駅周辺整備事業の状況について」、事務局より報告をお願いしたい。

#### 4) 上野原駅周辺整備事業の状況について

(事務局)

- ・本配布し、先ほどもお話しさせていただいている1枚目がパースになっているA4横版の資料をご覧いただきたい。
- ・絵の上部にJR上野原駅が描かれているわけであるが、駅の改札から出た人が階段を上って南北通路に出てくる。この南北通路の南側の通路を延長して昇降施設

棟につながる事となる。

- ・昇降施設棟は、規模としては5階建ての規模となるが、2階から4階が吹き抜けになっており、エレベーターが実際止まるのは、1階の駅前広場へのアクセス階、2階は線路沿いにある市道松留中新田線へのアクセス階、5階は駅の改札へとつながる南北通路へのアクセス階、この3箇所の階でエレベーターは停車する予定となっている。
- ・配付資料の表紙では、駅前ロータリーが示されており、このロータリーは、交通管理者である警察との協議の中で、アクセス道路は1本だけにするようにとのことで、このパースで確認できるように左下側からロータリーへの道路が入ってくるのだが、この道路1本に限定されている。
- ・ロータリーに進入する路線バス、タクシー、送迎用の一般車両などについては、時計回りでの交通の流れとなる。
- ・ロータリーの東側にあたり、配付資料の右下部分にバスが確認できる部分が路線バスの乗降所、ロータリーの西側はタクシーや一般送迎車料の乗降所がある。
- ・ロータリーの中央部には、タクシープールと送迎用の一般車両の一時待機駐車場を設置する予定である。
- ・一般車両の一時待機駐車場については、長時間駐車を防止するために一定時間を超える場合は、有料になる仕組みで検討しているところである。
- ・ロータリーの外側で西側部分については、バイクや自転車の駐輪場を設置予定である。
- ・続いては、駅周辺を広域的に見ると、駅前広場の東側に主要地方道四日市場上野原線がある。南側には、県道新田松留線がある。更に南側に桂川が流れている状況である。
- ・主要地方道四日市場上野原線と県道新田松留線に囲まれた駅前広場の南側の部分約3.3haの範囲では、上野原駅南土地区画整理組合が土地区画整理事業を施工している。
- ・DCMくろがねやがデベロッパーとなっており商業施設を誘致する予定である。
- ・なお、駅前広場の供用開始については、来年の3月を目指して関連工事を施工中であり、今後も発注する工事もある状況である。
- ・配付資料を1枚めくった2ページ目に関連工事の一覧が箇条書きで記載されており、施工中及び今後発注する予定の工事となる。
- ・この工事案件の一番上の施工中工事になるが、①上野原駅南口昇降施設棟外建設工事であるが、これが昇降施設棟と南口の線路上の通路の建設工事になる。順調にいけば、この夏に工事完成予定である。
- ・昇降施設棟については、本年4月の段階で中の鉄骨工事は完成しており、現在は外側の外装工事に着手している。今後は、アルミパネルやガラスなどのほか看板類を施工する予定である。
- ・次に②上野原駅南口区画道路外整備工事（1工区）と③上野原駅南口区画道路外整備工事（2工区）であるが、主に市道認定した区画内道路であるが、県道新田松留線や主要地方道四日市場上野原線にできる道路や既存の市道に出る道路などの区画道路の整備工事になっている。
- ・②1工区というのは、間もなく完成予定である。③の2工区は、区画道路以外にも県道新田松留線から進入するための交差点整備、県道との交差点部の整備や歩道工事が入っている。県道の一部になるので、山梨県に施工承認をいただいて、市で工事していく状況である。
- ・④上野原駅南口駅前広場整備工事は、ロータリーや駐輪場に当たる部分についてだが、本年3月15日に契約しており着手したところである。

- ・今後発注する予定工事については、①多目的トイレ整備工事で、本日の審議事項にもあったトイレとなる。
- ・また、昇降施設棟の東側に予定している地域活性化施設の建築工事の発注を間もなく行う予定である。
- ・その他の関連工事として、施工中及び今後発注予定の関連工事だが、①から⑥までである。
- ・①主要地方道四日市場上野原線改良工事であるが、これは山梨県富士・東部建設事務所で工事発注しているもので、駅北口から線路を越えて南側に在る県道のカーブ部分で道幅が狭く大型車のすれ違いが難しいため、昨年からの拡幅工事施工の続きを県が発注し、工事を行う予定である。
- ・②の山梨県流域下水道整備工事であるが、県道新田松留線の歩道工事があることから、それに合わせて流域の下水道幹線も布設する予定である。
- ・③の公共下水道整備工事については、今回の施工地区内を面的に下水道布設するものとなる。
- ・④上水道整備工事は、東部地域広域水道企業団が行うものであるが、区画内の区画道路と合わせて施工していく予定である。
- ・⑤土地区画整理区域造成及び水路整備工事については、土地区画整理組合で発注するもので、現在施工中のものもあれば今後発注するものもある。
- ・⑥商業施設等整備工事は、デベロッパーのDCMくろがねやが、施工地区内の造成を進めることとなり、予定としては8月から工事にはいる予定と確認している。
- ・資料3ページ目のパースは、ロータリーに入る進入口から昇降施設棟を見たパースとなる。
- ・4ページ目は、駅前広場の平面図になるが、アクセス道路が1本で時計回りの交通の流れになる。
- ・トイレの形状や地域活性化施設については、この図面が基本設計段階のものとなるので、形が本日の審議の内容と違うが、本日審議させていただいたものが現状のものとなるので、了承いただきたい。
- ・整備事業の状況についての説明は以上となる。

**(会長)**

- ・ただいまの内容について、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。

**(委員)**

- ・資料の1ページ目にあるパースが、建物のデザインや駅前ロータリーの内容として確定したものか。

**(事務局)**

- ・細かい部分で、例えば昇降施設棟の右側に平屋建ての建物が描かれている。この建物は地域活性化施設と呼んでいる。この建物は現在設計中で、2階建てを予定している。
- ・細かい部分では、中央にある一般送迎用駐車場の部分やバス停の島などについて、富士急山梨バスと協議中であり、一部変更が生じる可能性がある。

**(委員)**

- ・資料の1ページ目のパースを見ると、青いバスが2台並んでいる。
- ・バスとバスの間に島があるが、これは乗降地か。

(事務局)

- ・そうである。

(委員)

- ・乗降する島が道路を隔ててぼつりとあるが、この上に屋根が欲しいと思う。
- ・ロータリーの輪郭に沿って全て雨除けの屋根がかかっており、駅から降りた時に傘をささずに済むのに、バスに乗ったり降りたりする場所に屋根がない。
- ・ここに屋根があれば、傘をいっさい開かないで駅まで行けると思う。
- ・予算の都合もあるかと思うが、検討してもらいたい。

(事務局)

- ・現在、富士急山梨バスと、非常に細かい詰めの協議をしているところである。
- ・バスの走行軌跡を図面に落とししていくと、バスの内輪差などの関係で、一部島の方にはみ出してしまったりすることがわかってきた。
- ・バスが島の所にびったりと着くということを重んじていかなければならない。
- ・ロータリーのスペース上、島の所にバスの車体の一部が入り込んでしまう。そのため、屋根が設けられないという状況になっている。

(委員)

- ・あくまで予算の都合ではないということか。

(事務局)

- ・そうである。

(委員)

- ・もしそうであれば、バスのドアの所の上だけでも雨除けがあると、市民にとって痒い所に手が届くものになると思う。
- ・意見として受け止めて頂ければと思う。

(委員)

- ・これだけの事業を実施していくとなると、場合によっては予期しないことだとか、「こんなものだったの」といったことが、無いとは言えない。
- ・先ほどのトイレと緑地の問題は、私は許容範囲だと思っている。
- ・あの位の変更は許せると思う。
- ・これから南口が実際に出来上がってくると、「こうした方が良かった」、「少しも便利にならない」など、色々な意見が出てくると思う。
- ・私がお願いしたいのは、根気強く、経過と事情をしっかりと説明をして、理解をして頂くということである。
- ・「出来ないことは出来ない」と毅然として対応する必要がある。
- ・地権者からこれだけの土地を確保して、限られたスペースの中で色々なことを考えながらやっている。
- ・市役所の駅周辺整備の担当も、長年見ているが、一生懸命やっている。
- ・多少の期待外れの面も色々出てきて、場合によっては市民が不満を持つ。
- ・その時には、ぜひ丁寧に説明をして頂きたいということも、要望しておきたい。
- ・市民も、つくってもらったものにただ文句を言うだけではなく、施設をどう活用するかは自分たちの問題でもある。
- ・これから、意識も啓発していかなければいけない。

- ・コミュニケーションを持って、皆が協力してこのスペースを活用していくという雰囲気をつくってってもらいたい。
- ・陰ながら応援したいと思う。出来ることは協力する。
- ・大変だと思うが、やって頂きたいと思う。
- ・先ほど、景観計画の議題は終わったが、住民説明会が7月にあるということである。
- ・住民説明会では、色々な意見が出ると思う。とんでもない意見が出ると思う。
- ・しかし、「出来ないことは出来ない」、「守るべきことは守る」ということをしっかりとやっていかないと、流されてしまうと思う。
- ・具体的に丁寧に説明をすれば、かなりわかってもらえると思う。結構、誤解がある感じを受けている。

#### (会長)

- ・ほかに、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。

#### (委員)

- ・いくつか教えて頂きたいことがある。
- ・私は出身が富士急行で、バスも担当したことがある。
- ・色々な所で同じような状況が出た経験があるので、お願いしたい部分がある。
- ・帝京科学大学や日大明誠高校の通学に関して、帰りはまだいいとして、朝の状況が心配である。
- ・現在計画しているロータリーは、バスを止められるのは4両である。
- ・土曜日・日曜日は路線が少ないとしても、朝は3回くらいで少なくとも3両、多いときで5両の臨時バスが出る。
- ・ロータリーが3車線であるが、タクシーを含めて、余程コントロールしていかないと、一般車両が来ても前に進めないような状況になる。
- ・私の経験でお話している。
- ・多分、富士急山梨バスでは交通整理員が出ると思う。
- ・多分、富士急山梨バスからは不満がでていのではないかと思う。
- ・北口をオープンにしるとか、色々な意見があると伺っている。
- ・青写真が出来た時から、それは絶対に駄目ということなので、貰ってほしいと思う。
- ・大月もそうだが、観光バスの進入ができない。そのバスはどこで乗降をさせるのか。そういうバスは北口と言っても、北口では観光バスはなかなかUターンすることができない。
- ・観光客が上野原駅の周辺を利用した場合に、トイレに寄ることもなかなかできないということになる。
- ・私の経験上、少し危惧している。
- ・桂川沿いの道路は片側一車線である。
- ・駅のロータリーに入る所で、東から来た車は、右折レーンがないと渋滞する。
- ・その辺りは、当然やって頂くとと思うが、非常に重要なところだと思う。
- ・いま、島田郵便局から、4m~5m弱の道路を造っているが、ロータリーに入る所でストップになる。
- ・これは、先ほど説明があったように、許可にならないということだと思う。
- ・その時に、入った車はどこでUターンするのか。
- ・商店が出来て駐車場でもあれば、そこでUターンすると思うがどう考えているのか。

- ・車がロータリーの中に突っ込んで来てしまうと、ロータリーの中がごちゃごちゃになってしまうので、ストップせざるを得ないと思う。
- ・少し使い勝手が良くないと思う。
- ・地域活性化施設に関して、観光協会にも色々と投げかけが来て、頭を悩ませている。
- ・駅から階段を降りてきて、ロータリーに下りる所の幅は確か5 m位だと思う。例えば、ここで、ちょっとしたお祭りをするとか、シーズンには野菜や特産品を売るとか、テントを設置して何か特産品を売るといったことを、観光協会ではやりたいと考えている。そういったことが許可できるということも、考慮してもらえるといいと思う。
- ・もうひとつ、昇降施設棟について、3階、4階はどうなっているのか。

(事務局)

- ・3階、4階は吹き抜けになっている。

(委員)

- ・吹き抜けで休憩コーナーなどになっているのか。

(事務局)

- ・特に何も設けない形である。

(委員)

- ・出入りは出来ない形か。

(事務局)

- ・出入りは出来ない。

(会長)

- ・大変貴重な意見である。
- ・私からも気が付いた点について、意見を述べさせていただきたい。
- ・私は甲斐市に住んでおり、竜王駅の駅舎はガラスでつくられており、夏は物凄く暑い。
- ・上野原駅の建物もガラス張りで南に向いているので、夏には直射日光が入って、空調が効かないといった問題が生じる可能性がある。
- ・少し対策を考えた方がいいと思う。
- ・もうひとつ、5階建ての建物であるが風の問題は大丈夫か。
- ・甲府の酒折地区にある私の大学の8階建てのビル付近は、季節によってすごいビル風で、吹き飛ばされそうになる。
- ・自転車は倒れるし、もたもた歩いている私なんかは吹き飛ばされそうになる。
- ・高層の駅ビルを造る時に、すぐそばが川なので、川風が吹くのではないかと思う。
- ・防風林など、風の対策はしなくてもいいのと感じた。
- ・あと、なぜ階段に手摺がないのと感じた。私なんかは、手摺がないと下まで落ちてしまう。
- ・高齢者の方は、手摺が絶対に欲しいと思う。
- ・ぜひ手摺は付けた方がいいのではないかと思う。

#### (事務局)

- ・観光バスの意見について、観光バスのような長いバスになると、用地の制約の関係もありどうしてもロータリーに十分な長さのスペースを確保できない。
- ・そのため、路線バスの中で一番長いバスを想定して、バスの駐車スペースを設定している。
- ・警察の方にも、そういった形で協議を進めている。
- ・富士急山梨バスにも、この駅前ロータリーを発着所にして、どこかにツアーに行くことがあるのかという話をした。
- ・しかし、現状では路線バス以外でこの場所を活用する予定はないので、路線バスが納まるようなスペースを確保して頂ければという話があった。
- ・現状では、観光バスは想定していない。
- ・また、このロータリーを観光バスの発着所にした場合、お客さんが周辺にどんどん車を停める状況になる。しかし、スペースが限られているので、集まった方が車を置くところがない。
- ・市役所の駐車場を借りて出かける方がいるが、かえってその方が車の置き場所がある。
- ・駅前から行かなくても、他の場所に集合して出発の方がいいのではないかと考えている。
- ・したがって、普段使う路線バスなどの公共交通機関を前提として、駅前広場の具体的な設計が固まっている。
- ・島田郵便局の所から入った行き止まり道路に関して、駅前広場の手前に車止めを設け、間違っって車が入ることが無いようにしたい。
- ・ここから車が出入りすると、交通事故の危険性が高まるということで、警察から出入り口は、一か箇所にするようにという指示があった。
- ・歩行者に対しては、バリアフリー化を図る中で対応して行きたい。
- ・この道路は6 mの幅員とさらに2 mの幅員の歩道が整備される。
- ・そちらの道路を通りながら、郵便局なり、桂川の方に向かっていける動線を確保する。

#### (委員)

- ・いま意見が出ている道路に、車が入った時にはどうなるのか。

#### (事務局)

- ・当然、「行き止り」という注意看板を設置するが、もし入ってしまった場合には、この道路は6 mの幅員で、左に曲がってすぐの所で通行を止めているが、その空間で乗用車がUターンできるようにスペースを確保している。
- ・間違っって入った場合にも、Uターンできる計画になっている。
- ・中原製材があった場所のカーブは非常に事故が多いということで、警察の指導で、今後は車両の出入りは駄目だということである。
- ・そのかわりに、代替機能の確保ということで縦の道路を設けて、郵便局の方に出でいけるように計画している。
- ・車止めを設けるので、物理的に車の往来は出来ないが、歩行者は通れる形である。
- ・地域活性化施設と階段の間の空間はイベントスペースになっている。
- ・ここで、常時何か物売るとなると、あくまでも道路であるので、占用許可を出すことができない。しかし、イベントとしてたまに朝市をやるといったことであれば、多分占用許可をとることができる。日除けテント等をたてて、その下で野菜を売っていただくというようなことも、できるのではないかと思います。



- ・扇状の階段の部分も、ちょっとしたイベントの時に、ミニステージとして使ったらどうかと考えている。実際に使えるかどうかはわからないが、そのような考えで扇状の階段にしたということがある。
- ・イメージパースには階段に手摺がないが、実際には扇状の階段の両サイドに手摺がつけてある。西側の階段についても、当然手摺がつけてある。
- ・昇降施設棟に関して、空調の議論もあったが、基本的に5階部分が南北自由通路で、1階についても常に人が出入りし開けっ放しであるので、空調を付けても意味が無いので、今のところ空調設備は設置していない。
- ・そのかわりに、5階のガラスの上部に排煙窓を兼ねた開口部を設け、窓が開くようになってきている。2階から4階の吹き抜けの途中にもそういった窓を設けて、風が通るようにしている。それで少しでも暑さがしのげるように考えている。
- ・空調については、当初はつけていないが、暑くてどうにもならないという時に、将来的に後から空調を設置するための電気設備等の対応については、施工業者に話をしている。
- ・そういった理由から、今のところ空調設備は入っていない。
- ・風対策については、実際どの程度のビル風等が起こるのか、つかめていない状況である。
- ・駅の北側があのような急傾斜地になっているので、その前に建っている建物によって、影響がいままで以上に大きくなるのか、そんなに変わらないのかということ、いまのところつかめていない。
- ・今後、状況を見ながら考えていきたいと思う。

(委員)

- ・右折レーンの件はどうか。

(事務局)

- ・県道新田松留線からロータリーに入る場所には、右折レーンを設置する予定である。
- ・右折レーンを設置するために、歩道を少し北側に寄せている。
- ・信号機については、駐在所のところの信号機と距離が近いので、とりあえず右折レーンを設けて運用してみて、運用するなかで、それだと混雑がどうにもならないということであれば、信号機の設置を警察と協議する中で検討していきたい。
- ・信号機が出来た場合には、右折レーンの停止線の位置が変わってくるなど、色々なことが出てくると思う。
- ・島田郵便局の所の交差点についても、信号機の距離が近すぎるということで、今のところ信号機は設けない予定である。

(事務局)

- ・県道新田松留線について、先ほど説明した流域下水道などの工事が一通り終わった後に、舗装の本復旧をかけることになる。
- ・市民の皆さんには、混雑して非常に迷惑をかけることになるが、そういった工事も予定しているところである。

(会長)

- ・時間も2時間半経過している。
- ・以上で、質疑は締め切りたいと思う。
- ・「その他」に移りたいと思う。
- ・事務局より連絡事項等があればお願いしたい。

## 5) その他

### (事務局)

- ・先ほどから申し上げているとおり、本年、委員の皆さんの任期が満了となる。
- ・9月30日に任期が満了となるので、10月に開催する都市計画審議会については、どのような委員になるかは何とも言えないところではあるが、またご協力を頂きたいと思う。
- ・いずれにしても、10月には景観計画についてご審議頂きたいと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思う。

### (会長)

- ・5つの議題が終了したが、委員の皆さまからその他に何かあればお願ひしたいと思う。
- ・無いようなので、以上で本日の議題はすべて終了したということにしたいと思う。
- ・皆さまのご協力により、議事がスムーズに進行できたことに対して、心から感謝申し上げ、以上をもって議長の任を降ろさせて頂く。

### (事務局)

- ・本日の次第の最後になる、「おわりのことば」を会長職務代理にお願ひしたいと思う。

## 6. おわりのことば

### (飯島会長職務代理)

- ・長時間に渡り活発なご協議を頂き、感謝申し上げます。
- ・今後ともよろしくお願ひしたい。

### (事務局)

- ・以上をもって散会とさせて頂く。
- ・ご協力、感謝申し上げます。

(以上)